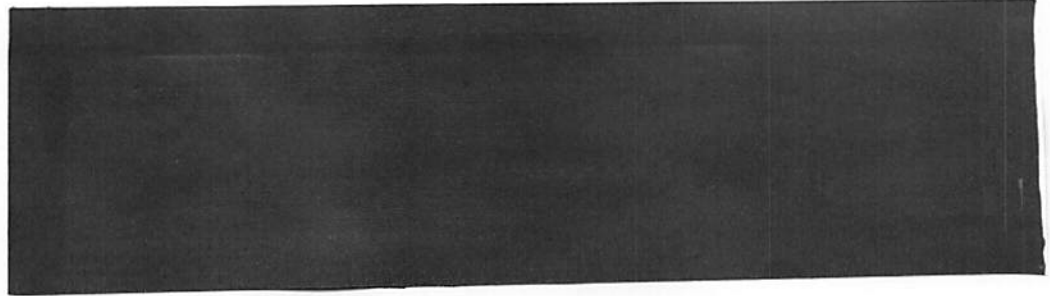


陳述書(第9部 完)

ー 被告の数々のコンプライアンス違反について ー

平成26年9月22日



1. はじめに

保険会社が、顧客から集めた契約保険料から、事故の保険金を支払う際は、適正な損害調査を行い、適正な保険金を支払い、健全かつ適正な保険運営をしなければならないということが保険業法で定められています。

それにもかかわらず、まともに損害調査業務を遂行しようとしなない不誠実な鑑定人や鑑定事務所に損害調査業務を依頼して不適正な保険金支払いをすることは、保険業法違反、つまり極めて重大なコンプライアンス違反です。

被告は、まともな損害調査を行わない鐘ヶ江洋三鑑定人および三和鑑定事務所との仕事を継続させるとことに異議を唱え、会社の利益を守るため、そのコンプライアンス違反を追及し続けてきた私に対して、不当な報復・虐待人事を行い続けてきました。

それにもかかわらず、被告は、あたかもコンプライアンス違反をするような会社ではないかのような主張を続けています。

本陳述書では、そのような被告の主張が真実ではなく、被告の多数のコンプライアンス違反について述べることにします。

2. シャープ保険金疑惑(甲第15号証)

(1) シャープのパソコンが火災を起こしたという事故で、被告は不正な保険金支払いを行い、その事実を知った被害者から抗議を受けるも虚偽の説明を弄した上で、抗議を受けても無視を決め込んでいます。

(2) シャープ製のパソコンが火災事故を起こし、獨協大学の建物や同大学の府川教授の研究室の蔵書等が多大な損害を受けました。そのため被告の「生産物賠償責任保険」という保険で損害を賠償することとなり、被告より依頼された鑑定人が損害調査を行いました。

しかしながら、この鑑定人と被告が共謀して内容が真実でない鑑定書が作成され、本来受け取るべき賠償額より少ない金額が被害者に賠償金として支払われました。

しかし保険業界の内部告発で本件が発覚し、内部告発を受けた府川教授が、鑑定書を見せてくれるよう被告に要求したところ、被告は「鑑定書は保険会社の内部の書類で外部に見せるものではない」として拒否しました。

そのため府川教授が別ルートで被告が保険金を支払う際に損害額の根拠とした鑑定書のコピーを手に入れました。その内容は、被告による府川教授への損害の説明とまったく異なる内容の鑑定書でした。つまり、被告の保険金支払いが妥当であるかのように損害調査報告書上は見せかけるために、鑑定人が虚偽の鑑定書を作成していたのでした。

このため、府川教授は、広く世間に被告のコンプライアンス違反を訴えるため、インターネットで「シャープ保険金流用疑惑」という題名のホームページ(甲第15号証)を立ち上げて追及しましたが、被告は何らの対処や抗議もせず10年以上も黙殺し続けています。

(3) なお、私は、府川教授のホームページを見て、この保険金の支払いはコンプライアンス違反であると考え、被告のコンプライアンス部に通報しましたが、被告は「本件は適正な保険金支払いであり、コンプライアンス違反には該当しない」との対応を繰り返したばかりか、私が、そう判断した理由を、通例通り

に文書で説明するよう再三求めたところ、「文書では回答しない。口頭でのみ回答書を読み上げる」と言い張るばかりか、「これ以上、文書にて回答を求めるメールを送ってくるのであれば、(私が使用している)端末(パソコン)を会社として取り上げる。」というメールを送信してくる始末でした。端末(パソコン)を取り上げられれば、会社からの業務連絡、文章やデータ作成等ができなくなり、業務が遂行不能ですし、恫喝に近い行為です。

- (4) そして、何ら問題のない保険金の支払いであれば、ホームページでその内容を不正であるとして公開・追及している府川教授に対して、「ホームページの削除の要求や訴訟」、「営業妨害や信用低下による損害の賠償請求訴訟」を提訴するはずですが、しかしながら、府川教授がホームページを立ち上げてから10年以上も経過するのに、被告から府川教授には何らのホームページの削除要求や提訴もありませんし、前記の賠償請求の訴訟も起こされていません。本件は、私が追及している鐘ヶ江洋三鑑定人問題と共通する被告の体質を端的に示すものです。

3. コンプライアンス違反の不公正な懲戒処分

「甲第18号証の1～4」のとおり、被告の社員が部下にパワーハラスメントにあたるメールを送信したため、その社員に対し、当該部下が慰謝料を求めて損害賠償訴訟を起こした訴訟で、原告勝訴の判決が最高裁で確定しました。

この訴訟は世間的にも反響を呼び、週刊誌やインターネットメディア(別紙1)をはじめ、判例雑誌でも紹介されて著しく被告・三井住友海上の名誉・社会的信用を低下させているにも関わらず、被告はマスコミの取材に「個人的なことでコメントしない」と回答しました。

その一方で、被告は敗訴した当該上司の裁判費用を負担し続けたばかりか、前記のとおり、会社の名誉・信用を著しく傷つけたにもかかわらず何ら懲戒処分も行わず、その後、副部長から部長に昇進させています。これも重大なコンプライ

アンス違反です。

4. 英国子会社不祥事によるコンプライアンス違反事件

被告の英国子会社の重大なコンプライアンス違反の不祥事は金融庁に指摘され、海外営業活動の停止等極めて重大な処分を金融庁より受けましたが、その英国子会社の不祥事は改善されることが無く、その後も度々長年にわたり英国子会社のコンプライアンス違反は続き、株主総会の毎年の株主からの質問にも虚偽の発言をして逃げ回る等、その不祥事の隠ぺい工作を図り続けました。結局最後には逃げ切れずに英国の金融関連の管轄監督機関より4億円以上という巨額の罰金を命じられ、それを認め支払っています。

【1】 保険金不払い事件での極めて厳しい被告への行政処分

2006年に起きた損害保険業界の「保険金不払い事件」で、被告・三井住友海上は他社に比べて、ずば抜けてその件数・金額が大きかったわけでもないのに、長期の営業停止等、他社に比して極めて厳しい行政処分を受けました。

しかし、その極めて厳しい行政処分の本当の理由は、この保険金不払いの行政処分を掲示した金融庁のホームページに表記してある「英国子会社問題」が、本当の原因だと言われています。

その極めて厳しい行政処分の後の、被告の株主総会で、株主が2006年の「保険金不払いによる業務停止処分」の本当の原因と噂されている「英国子会社の不祥事」の内容について、説明を求めたところ、会社側の回答は「不祥事でもなんでもなし。ただ、今後、海外の子会社の管理監督をきちんとするよう」ということで、単に英国子会社がその一例とされただけだ」との回答でした。

このため、その質問した株主が、「英国子会社の不祥事」の内容について、金融庁に開示請求したところ、金融庁より、「この件を開示することにより三井住友海上の今後の経営上大変な影響を及ぼすため開示できない」との非開示の決定がされました。「不祥事でもなんでもなし」という被告の回答と「この件を開

示することにより三井住友海上の今後の経営上大変な影響を及ぼすため開示できない」という金融庁の非開示理由がかみ合いません。

【2】英国子会社再度の不祥事

しかし、そのわずか数年後に、「再度の英国子会社の重大不祥事に金融庁激怒・怒り心頭か？」という趣旨の記事が、「選択」（2010年5月号）と「金融ビジネス」（2010年春号）のふたつの雑誌に相次いで報じられました。

「選択」では、「三井住友海上『巨額損失』の真相」との見出しで、英国子会社で2008年に数百億円もの巨額損失が発生したかという理由として「子会社が独自判断できる引き受け限度額を大幅に超過していたにもかかわらず、英国子会社は本社取締役会に本件を諮らなかつた」と報じています。また、「金融ビジネス」では、「三井住友海上が金融庁に全面屈服した『罪の告白』の中身」という見出しで、その内容について極めて詳しく報じています。

いずれの記事も2006年の「英国子会社の大不祥事」が、2008年にも起きていたという内容です。なお、私がこのふたつ雑誌の編集部を確認したところ、被告からは、何ら抗議は来ていないそうです。また、社内の業務連絡でも、この件について社員に何らの連絡通知もありませんでした。

当然、金融庁は激怒したようです。英国子会社が繰り返し不祥事を起こしたのですから、当然です。「月刊FACTA」（2012年9月号）の記事によると、金融庁とつながりのある被告専務執行役員が金融庁に徹底的に根回しして何とか行政処分を免れたとのことでした。

そして、この再度の英国子会社の不祥事についても、被告は、本件英国子会社問題を追及する株主の質問に対して、またもや以前と同様に「不祥事でもなんでもなし」という虚偽の回答を株主総会で、その後も毎年続けてきました。また、その後の英国子会社に関する朝日新聞の記事（平成22年8月19日朝刊）にも沈黙を続けました。

【3】英国政府が巨額の罰金刑

しかしながら、日本経済新聞の記事(2012年5月9日付)をはじめとした多数の記事のとおり、被告2012年5月8日、英国の金融監督機関から、被告の英国子会社に「企業統治に(多数の)重大な怠慢行為があった」として、被告に330万ポンド(4億3千万円)、当時の英国子会社の熊谷陽一社長個人に11万9300ポンドの罰金(約1,500万円)が科せられ、(さらに)ロンドンで二度と働けない「追放処分」となったのです。

前述のとおり、被告は長年、株主総会の場で、株主からの英国子会社に関する不祥事の追及に対して、被告は「ガバナンスには何の問題も無い」、「株主総会と関係がないので回答を拒否する」などと、長年逃げ回ってきました。

しかし、英国政府によるこのような厳格な処分が、被告がコンプライアンス違反の是正に応じなかったため、課されたものであることは明らかです。

日本の金融庁はうまく丸めこめても、英国政府には通じなかったようです。この件は「月刊:FACTA」(2012年9月号)に、「三井住友海上の恥というよりも、ほとんど日本の恥」とまで書かれてしまいました。

【4】 鐘ヶ江洋三鑑定人問題との共通点

このように、被告の英国子会社問題は、長年、「何ら問題が無い」と事実を隠ぺいして逃げ続けてきましたが、最後には、重大なコンプライアンス違反があったとして外国政府から厳格な処分を受けて、一部マスコミから「日本の恥」とまで書きたてられる結果となりました。

鑑定人も、損害調査でずさんな仕事をすれば、依頼した被告だけではなく、共同保険、重複保険等で日本の損害保険業界全体が莫大な損害を受けるだけではなく、再保険等で世界中の損害保険会社に莫大な損害を与えます。つまり、問題鑑定人を擁護し、重用することは英国子会社問題と同様、重大なコンプライアンス違反なのです。

なお、私が原告である本件訴訟も、インターネット新聞「マイ・ニュース・ジャパン」に記事として掲載されています。世間が同様の社会的問題としてと

(9) 報 (1)

らえている証左ではないでしょうか。

5. まとめ

本件訴訟の原因となっている鑑定人問題について、被告は自社を「コンプライアンス違反をするような会社ではない」と主張していますが、前述のとおり、被告はまさに「コンプライアンス違反のデパート」であり、今回の鑑定人問題もその中のひとつです。

被告は、自身の規定において「コンプライアンス違反を知ったものはそれを会社に通報する義務があり、会社はその調査結果を通報者に報告する義務がある」と謳いながら、実態はまったく真逆です。コンプライアンス違反を通報したものや、本件訴訟の原因となった悪質鑑定人から会社の利益を守ろうとした私に、人事上の報復虐待を加えたりするだけで、コンプライアンス(法令遵守)の意思などひとかけらもなく、コンプライアンス違反である多数の不祥事を隠蔽することにやっきになっているだけです。

以上



My News Japanとは

My News & Fact

生活者

ワーカー

消費者

有権者

マス

編集長ブログ

開業10年を終えて—ダイレク...

記者登録・変更

記事の投稿

情報提供

読者コメント

ランキング

メルマガ登録・変更

お知らせ

HOME

会員ID :

パスワード :

次回から自動

ログイン

Login

ID/パスワードを忘れた方はこちら

会員登録・解除

お気に入り記事

マイニュース

三井住友海上の不正鑑定疑惑 社員がコンプライアンス求め内部告発→左遷・パワハラ→定年後に提訴

佐々木 奎一 11:05 06/25 2013

三井住友海上火災保険の元社員・西野大翔氏（61歳、仮名）は、今から四半世紀前、まだコンプライアンスという言葉も使われない時代に、常習で杜撰な査定をする鑑定人が自社に損害を与えていると問題提起。しかし会社は事なかれ主義の対応に終始し、その鑑定人との取引を改めない。そこで西野氏は同業他社の株主となり、株主総会を利用して、各社が共同保険で莫大な損害を被る点を指摘するなど、不正の告発を始めた。これに対し会社は、左遷・最低の人事考課・万年昇進なし・仕事取り上げ・監視・暴行といった仕打ちで報いた。西野氏は定年退職した昨年、会社を相手取り、計5749万円の損害賠償を求め、東京地裁に提訴。「悪質な鑑定人の存在を証明し、世間に知らしめたい」という西野氏に、同社の社風も見てくる本事件の全容を聞いた。（訴状、第一準備書面はPDFダウンロード可）



今から四半世紀前に内部告発して以来、定年まで社内の不正を告発し続けた西野大翔氏（61歳、仮名）。都内にて撮影

【Digest】

- ◇ 傍若無人なデタラメ鑑定人との出会い
- ◇ 告発した途端、四国へ異動「お前を抹殺してやる」上司
- ◇ 同業者の株主総会で告発→「定員外社員」→万年最低評価
- ◇ 監視、暴行、仕事取り上げ…パワハラの日々
- ◇ 「回答は控える」三井住友海上火災保険、「無回答」三和鑑定

◇ 傍若無人なデタラメ鑑定人との出会い

原告の西野大翔氏（61歳、仮名）は、1975年に首都圏の国立大学の工学部を卒業後、三井系列の大正海上火災保険（現在の三井住友海上火災保険）に入社した。配属部署は本社損害調査部・火災課だった。

もともと火災保険会社を希望していた西野氏は、使命感をもって働いていた。そんな西野氏は88年4月、大阪の関西損害調査部・火災新種1課に課長代理として赴任。そこで、異様な風景を目の当たりにした。

取引業者である三和鑑定の鐘ヶ江という鑑定人が、机付きで社内常駐しており、若手社員に傲慢な態度で威張り散らしたり、名前を呼び捨てにしたり、時々頭をひっぱたいたりしていたのだ。

そもそも鑑定人とは、損害保険会社から委託を受けて、損害保険に関わる財物（建物・家財等）の損害額算定、事故原因の調査などを行うのが仕事だ。いわば保険会社にとって、鑑定業者は下請けの立場。本来なら鑑定人の鐘ヶ江氏は、保険会社と対等か、むしろ腰

読者による追

f おすすめ 10 ツイ

お名前 (会員の方は口)

コメント

匿名希望 23:16 03/04 2013

私も社員です。有難うございま

三田 井知郎 23:46 02/28

匿名希望さんへ マイニの告訴状が読めます。それ先がわかりますので、原告希望さんも、コンプライアと戦ってください。

株主有志 23:41 02/28 2

株主有志より匿名希望さんク企業、三井住友海上はま反の訴訟を元社員より提訴とその新たに提訴された訴主総会前にアップする予定

匿名希望 23:58 01/05 2013

その後 どうなったのですか？ 私も 三井住友海上火災保険

三田 井知郎 11:34 08/0

コンプライアンス・ブラックが提訴された後も下請けで鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事か？ まさかそんなことより鐘ヶ江鑑定人や三和鐘世間に広く知られたにもか業務を依頼しているとしたやましい理由で異常に癒されにしても、三井住友海

住田 友吉 20:49 07/3

西野大翔氏は、まさに三井海上のコンプライアンスと海上の虐待人事と四半世紀さに実在の「半沢直樹」人、三和鑑定事務所と異不祥事を隠蔽し続ける三ンス・ブラック企業」で沢直樹」！

三田 井知郎 16:36 07/

こんな悪質な鐘ヶ江鑑定刻追放しろ！！

Twitter

ninnikun_jp: l